

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和2年12月14日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000174号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000071号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成18年12月13日は57万3,000円、平成19年7月10日は39万円、平成19年12月11日は58万5,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月13日、平成19年7月10日及び平成19年12月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年12月13日、平成19年7月10日及び平成19年12月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者のA社における標準賞与額について、平成18年12月13日は57万3,000円から58万7,000円、平成19年7月10日は39万円から39万9,000円、平成19年12月11日は58万5,000円から59万9,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月13日、平成19年7月10日及び平成19年12月11日の標準賞与額(上述の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成18年12月13日  
② 平成19年7月10日  
③ 平成19年12月11日

請求期間①から③について、A社より賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたが、年金記録がないので、当該期間の記録を年金額に反映される記録に訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳並びにA社から提出された請求者に係る平成18年分及び平成19年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿（以下、併せて「賞与明細書等」という。）により、請求者は、同社から、請求期間①は58万7,000円、請求期間②は39万9,000円、請求期間③は59万9,000円の標準賞与額に相当する賞与（請求期間①は58万7,325円、請求期間②は39万9,380円、請求期間③は59万9,070円）の支払を受け、請求期間①は57万3,000円、請求期間②は39万円、請求期間③は58万5,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間①は4万1,935円、請求期間②は2万8,505円、請求期間③は4万3,853円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、賞与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から請求期間①は57万3,000円、請求期間②は39万円、請求期間③は58万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年12月13日、平成19年7月10日及び平成19年12月11日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である旨回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求者は、A社から請求期間①は58万7,000円、請求期間②は39万9,000円、請求期間③は59万9,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受けていたことが確認できることから、平成18年12月13日は58万7,000円、平成19年7月10日は39万9,000円、平成19年12月11日は59万9,000円に訂正することが必要である。

ただし、平成18年12月13日、平成19年7月10日及び平成19年12月11日の訂正後の標準賞与額（上述の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。